

# いじめ防止年間計画 (令和3年度)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
職員会議等	対策委員会 新年度職員会議 (いじめ対策 方針・年間計 PTA総会の保護 者の啓蒙)	対策委員会 PTA役員会 生徒指導研修	対策委員会	対策委員会 PTA役員会 保護者懇談会	対策委員会	対策委員会 PTA役員会 生徒指導研修
防止対策	運動会・遠足に向 けた学級づくり、 人間関係づくり	インターネット のルール等を総 合等で指導	七飯町いじめ防止標 語 いじめ・ネットトラ ブル根絶標語コン クール		学習発表会に向 けた学級づくり、 人間関係づくり	
早期発見			いじめアンケート 教育相談	1年保護者面談	いじめアンケート 教育相談	
姿勢	全員が参加し、わかり、認められる授業や行事					

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
職員会議等	対策委員会	対策委員会 個人懇談会	対策委員会 保護者懇談会	対策委員会	対策委員会 保護者懇談会 生徒指導研修	対策委員会 (今年度のま とめと次年度 への課題)
防止対策	全校集会 (いじめをしない宣言)	ケータイ安全教室	学校評価			
早期発見		いじめアンケート 教育相談	全学年個人面談			
姿勢	全員が参加し、わかり、認められる授業や行事					

## 令和3年度

# 大中山小学校いじめ防止基本方針

「大中山小学校いじめ防止基本方針」は、いじめ防止対策推進法第13条（学校いじめ防止基本方針）に基づき、大中山小学校のすべての児童が安心して、充実した学校生活を送ることができるように、「いじめ問題」を根絶することを目的に策定したものである。

平成30年度 大中山小学校 いじめ防止スローガン  
**考えて やられた方の 苦しみを**



平成29年度 七飯町いじめ根絶月間標語コンテスト  
 小学校低学年の部 最優秀賞 高田 凜翔 さん

### 子ども相談支援センター 相談窓口のお知らせ

いじめや不登校、体罰などの学校教育に関する悩み、子育て・しつけなど、家庭教育に関する悩みなど相談してください。

センターWebページ



●電話相談  
 ☎ 0120-3882-56  
 (無料、毎日24時間対応)

●メール相談  
 doken-sodan@hokkaido-c.ed.jp  
 ※急ぎの場合は電話相談を利用してください

●来所相談 (10~16時、土日・祝日、年末年始はお休みです。)  
 子ども相談支援センター 札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館8階  
 ※上記の電話相談で予約してください。

※ センターのWebページに、「子ども相談支援センターへの相談事例」を掲載しています。次のURLからご覧ください。

URL: <http://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/soudanji rei.pdf>

七飯町立大中山小学校

令和3年5月改訂



# いじめ防止等に関する基本的考え

「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こりうるもの」という基本認識に立ち、全ての児童を対象に、いじめのない楽しく豊かな学校生活を送らせるとともに、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

## いじめの定義

「いじめ」とは、児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第2条）

## いじめの解消

次の2つの要件が満たされた時、「いじめ」が解消している状態という。ただし、解消している状態であっても再発する可能性やいじめを受けたことによる心理的な影響が容易に消えない場合もあることから、教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び課外児童生徒等を、日常的に深く観察する必要がある。

- 1 いじめに係る行為が少なくとも3ヶ月以上継続して止んでいること
- 2 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと



# いじめ対策のための学校組織

本校では、いじめ対策（未然防止・早期発見・早期対応等）のために、次の組織で対応し、全教職員が共通理解に立っていじめの対応にあたる。

### 学年・学級経営委員会

日常的な生徒指導に対応するための組織であり、教務部を中心に各学年のチーフにより構成している。

主に、学年での交流（月1回）を通して、校内、校外生活での児童の様子を交流・把握し、日常生活指導課題についての方策を検討し、生徒指導に係る未然防止を図る。

### いじめ・不登校防止対策委員会

いじめ防止に関する措置を実行的に行う組織であり、学校長 教頭 主幹教諭 生徒指導担当教諭 養護教諭 学級担任 学年団 スクールカウンセラーで構成する。

いじめの対応については、学年・学級経営委員会を中心として、全教職員で共通理解、情報共有し、事案に対応する。



# いじめの理解

- (1) 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を把握し、被害者に着目して、いじめに当たるか否かを判断する。
- (2) 特に配慮の必要な児童（障がいのある児童、帰国子女、LGBT、東日本大震災被災児童等）に対して十分な配慮をする。
- (3) いじめ問題への対応は必ず組織的に対応するとともに、「複数の目」と「外部の目」という2つの視点を意識し判断をする。

# 家庭（保護者）の責務及び地域の役割

## 家庭(保護者)の責務

- 家庭は、児童にとって温かい愛情に包まれた場所として、心のよりどころであるとともに、児童の教育に関し第一義的な責任を有している。
- ◆ 保護者は、児童がいじめを受けている場合には、「絶対を守る」という気持ちを伝え、安心させるとともに、児童の心情を十分に理解し対応することが望まれる。  
(北海道いじめ防止等に関する条例 第7条)

## 地域の役割

- 地域は子どもにとって異世代間の交流や社会体験活動等に取り組むことができる場として、発達段階に応じた健やかな成長・発達に欠かせない役割を有している。
- ◆ 児童がいじめを受けていると感じた場合などには、学校や保護者、相談機関等の関係団体に相談や連絡するなどして、児童の抱える問題の解決に努めることが望まれる。  
(北海道いじめ防止等に関する条例 第8条)

## 家庭(保護者)での取組

- 1 自分の子どもに関心を持ち、寂しさやストレスに気付くことのできる親になる。
- 2 子供の頑張りをしっかり認めて褒めること、いけないときにははっきりと叱ることのできる親になる。
- 3 父親の存在が子供の成長に大きく影響する。母親任せにしないで、父親も子育てに進んで参加する。
- 4 携帯やスマホ、パソコン及びゲーム機器等を使う時のルールを保護者と子供で話し合って決めてください。

## 地域での取組

- 1 子どもたちと顔見知りになるために、子どもたちと出会ったときは挨拶や声かけをする。
  - 2 公園や遊び場などで子どもが困っている場面を見かけたら、積極的に声をかける。
  - 3 街頭指導等でのあいさつを通して、子どもたちの健やかな成長を見守る。
- ★ 学校運営協議会を通して、子どもたちの健やかな成長のために地域への協力を得る。

# 学校の責務といじめへの組織的対応

## 学校の責務

- 学校は、児童のささいな変化・兆候にも注意し、いじめを看過したり軽視したりすることなく、積極的にいじめの認知をする。
- 教職員は、いじめを発見した場合は、学校いじめ対策組織に報告し、組織的な対応につなげるとともに、被害児童を徹底して守り通す。
- 教職員は、自らの不適切な言動等により、いじめを助長することのないようにする。

## 教育委員会や関係機関との連携

- いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事件が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告・相談し、関係諸機関と迅速かつ的確に連携を取り対応する。児童や保護者からいじめによる重大事態に至ったという申し出があった場合も同様とする。
- いじめの内容が犯罪として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携して対処する。また、児童の生命、心身または財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは、ただちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

日常の観察・アンケート・教育相談・周りの児童・保護者の訴え等の情報

